

当施設への入居申込について

指定介護老人福祉施設（特養）の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）の「介護の必要性の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護老人福祉施設（特養）のサービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めなければならない」との規定により、栃木県においてもこの趣旨にもとづいて指針が制定されています。

つきましては、健修会ではこの指針にもとづいて下記の通り「指定介護老人福祉施設いずみ苑入居等に係る基準」を設け、入居の必要性が高い申込者の円滑な入居に努めることとなりましたので、ご理解ご協力の程宜しくお願いいたします。

記

1. 入居の対象者

- ① 要介護認定を受けた方のうち、介護の必要性や居宅における介護の困難性を勘案した評価基準により算出した点数に基づく順位が上位の申込者で、健修会が設置した入居検討委員会が認めた方となります。
- ② 点数化による1次判定上位の方が調査対象となり、家族様に連絡し調査の依頼を致します。その後入居検討委員会により話し合いを行い、2次判定者となる2段階の入居判定方式となります。

2. 入居の申込みの流れ

- ① 本人・家族等が所定の「入居申込書」に必要事項を記入して下さい。
- ② 介護支援専門員（ケアマネージャー）に「介護支援専門員意見書」「入居申込者調査票」の記入を依頼して下さい。
（老健、病院など施設に入られている方は、施設の相談員、ケアマネージャーにご相談下さい）
- ③ 入居申込のあと書類が整い次第、標準基準に基づき順位が決定致します。

3. 評価基準

- ① 利用者本人の状況

要介護度	最高点	30点	
認知症の場合の日常生活自立度	最高点	10点	
在宅サービスの利用割合	最高点	10点	
 - ② 主たる介護者・家族等の状況
- 最高点 50点 計100点満点

4. 必要書類

- | | | | |
|------------|---|----------|---------------|
| 本人又はご家族記入 | ⇒ | 入居申込書 | |
| 介護支援専門員に依頼 | ⇒ | 入居申込者調査票 | ・介護支援専門員意見書 |
| | | | ・介護保険被保険者証の写し |